件名	各種団体懇談会			頁	1/5
日時	平成2 1 年9 月	場所	座間市役所		

## 1. 趣旨説明

## (1) 趣旨説明及び総合計画位置づけ等説明

政策課長の山本と申します。よろしくお願いします。本日はお忙しい中お越しいただき ましてあらためてお礼申し上げます。私のほうから趣旨説明それから今までの概要といい ますか経緯についてご説明させていただきますが、それに先立ちまして資料の確認をさせ ていただきたいと思います。まず総合計画の策定の趣旨と枠組みという資料でございます。 それから1 枚の資料、それからニュースレター1 号から2 号3 号と、全部で3 部ございま す。それからまちづくりフォーラムと地域別懇談会これは表裏になっています。この3点 になります。過不足ございませんでしょうか。なければ趣旨説明といたしまして始めさせ ていただきたいと思います。座ってご説明させていただきます。まず総合計画につきまし て簡単に申し上げますが、地方自治法という 法律で策定すること が義務付けられていると ころでございます。市政運営の根幹となる大変重要な計画でございまして、現在は冒頭市 長のほうからお話しがありましたように平成3年に策定された第三次座間市総合計画とい うものの実現に向けて市政運営に努めているわけでございます。この第三次座間市総合計 画が平成23年3月をもって計画期間が終了するということでございまして、現在新しい 総合計画の策定に向けて全市をあげて取り組んでいる、そういうところでございます。残 すところあと1年半というなかで新しい総合計画を策定していくということでございます。 新しい総合計画策定にあたりましては市民の皆様方からご意見等を十分にお伺いしたなか でそれらを計画に反映することで総合計画が市民の皆さんと共有する目的として定め、1 人でも多くの市民の方々がこの座間に住んでよかったと思えるような計画にしたいという 考えでおります。今までの取り組みについて簡単にご説明させていただきたいと思います。 本年3月には小学生児童を対象に私の座間というテーマで絵画コンクールを実施させてい ただきました。500を超える応募がありましてそれぞれふるさと座間を想う気持ちに溢 れる作品ばかりでございました。また同月には次期総合計画をどのような方針のもとに作 成するのかを明らかにする策定方針を素案させていただきました。4月18日には次期総 合計画策定のキックオフとしてまちづくりシンポジウムを開催させていただきまして、1 25名の市民の皆さんの参加をいただいております。それから、先月の8月20日には座 間こども議会を開催させていただきました。座間の未来に向けたまちづくりについて子ど もの視点から提言や質問をいただきまして、児童生徒が今後の目標として座間こども議会 宣言というものを採択し、発表を行いました。また8月から9月につきましては皆様のお 手元にふれるかと思いますけれども葉書のようなかたちで、あなたが思い描く12年後の 座間というようなテーマで皆様から一言メッセージを募集いたしております。現在のとこ ろおよそ1,000件のご意見等をいただいている状況でございます。そして今回の各種 団体の代表の皆さんとの懇談会でございますけれども、一昨日は健康福祉というテーマで、

件名	各種団体懇談会			頁	2/5
日時	平成2 1 年9 月	場所	座間市役所		

昨日は生活環境産業労働というテーマで、そして本日の教育文化といった3 つのテーマに 分けさせていただきまして本日から3日間にわたり協働のパートナーとしての皆様方のご 意見をいただきたいと考えております。また来年の2月か3月頃になりましたらば、もう 少し次期総合計画のまとまったようなかたちになると思いますので再度ご案内させていた だくと思いますのでその節はよろしくお願いしたいと思います。また今後の予定でござい ますけれども、来週の10月4日の日曜日午後1時から3時までの2時間の予定で、、みん なで紡ごう座間の未来日記」というテーマでまちづくりフォーラムを市民健康センターで 開催する予定でございます。座間市の将来像について市長以下行政と皆さん、市民の皆さ んと一緒になって意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、これはお願いに なり ますけれども 本日ご 出席いただいている 皆様方におかれましても ぜひご 出席いただき たいと考えております。そして座間のまちづくりについての機運を深めてまいりたいと思 いますのでよろしくお願い申し上げます。さらに10月14日から22日までの間につき ましては各地域の文化センターやコミュニティーセンターなど6箇所におきまして地域別 懇談会を開催いたします。これにも 先程市長のほう からご説明があり ましたけれども、ぜ ひ参加のほうをお願いしたいと思います。それから10月30日から11月12日にかけ ましては市民まちづくり 討議会というものを開催予定しております。これはなかなかご発 言機会がない方とか市政に関わりがない方々の意見をいただきたいということでございま して、2,000人の方に無作為でご案内をさしあげて、参加いただける方にご意見を頂 戴しようとする新しい試みでございます。市民の方々に関係することについては以上でご ざいますが、いずれも市のホームページ等で詳細を掲載しておりますのでご覧になってい ただければと思います。また本日お配りした次期総合計画のニュースレターにつきまして も、これもホームページ等でご紹介さしあげております。また自治会回覧をさせていただ いておりますのでご覧になっていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますけども、今後 も 広報座間やニュースレターなどで総合計画策定にあたっての進捗についてお知らせ差し 上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは本日配布さしあげました資 料についてのご説明に移らせていただきたいと思います。まず1ページ目の策定の趣旨で ございます。これには総合計画の定義と経済環境など市を取り 巻く環境の変化などに対応 する計画をしなければならない、それには何が必要かというようなことを記載しています。 地方自治体と市民との協同のまちづくりを進めていくには具体的でわかりやすくする必要 があるということを記載してございます。間単に第三次総合計画の期間中に主だった影響 のある情勢の変化をここに示しておりますが、平成4年にはバブル経済の終焉を迎えた、 その後10年については失われた10年と言われているということでございます。平成1 2年には地方分権一括法というようなことで分権の礎となる法律が制定されております。 それから平成17年には日本の総人口の減少が始まっている中で少子高齢化社会の到来、 三位一体の改革があって財政の硬直化を招いている。これは直接座間市には関係ございま せんが平成の大合併ということで平成11年3月現在では3,232自治体が、来年3月 には1,753 自治体になろうかというような変化がございます。本市の特徴・特別なも

件名	各種団体懇談会			頁	3/5
日時	平成2 1 年9 月	場所	座間市役所		

のとして平成7年には自動車関係企業の閉鎖:生産レーンの閉鎖というような大きな出来 事がございました。そういったことを踏まえて今後の策定にあたらなければいけないとい う ふう に、見えない先の長期的な視点にたって今後の総合計画を策定していかなければな らないということになります。次の計画構成期間でございますけれども、このような策定 趣旨を踏まえて、次期総合計画の計画構成期間などを記載してございます。従前の総合計 画の計画構成ではこのように基本構想と基本計画、実施計画という 三層の計画でございま した。次期総合計画ではわかりやすくするために基本構想と実施計画という2つにいたし ます。またより具体的に重点的に取り組む計画としまして戦略プロジェクトを策定し、明 確に示すことにしました。次に2ページでございますが、座間市の人口は現在微増を続け ている状況でございますけれどもまもなくそれも終焉し、人口が減少していくだろうと記 してございます。年齢別の将来推計では65歳以上の高齢者の占める割合が、高齢化率と 申しますが、急速に高まってきておりましてまして本市では他自治体と比べてそのスピー ドが速いと記載しております。これは将来的な推計でございますけれども高齢者人口と年 少人口の間が開いていって、なおかつ生産人口の間が縮まってきている、高齢化に向かっ ているというところでございます。3ページ目の土地利用につきましては、地域の17. 58kmのうち市街化区域が71.3%を占め、県央地域では大和市に次いで2番目に市街 化区域率が高い。そして住宅・商業・業務用用地が増加しており、工業・農業用地が減少 しているとそういった現況を記載してございます。次の4 ページから 5 ページにつきまし ては、分野別の特性と課題を記載してございます。①としまして健康・福祉分野、②とし まして市民参画・コミュニティ、③としまして教育・生涯学習・スポーツ、④としまして 都市基盤整備、⑤としまして環境・廃棄物、⑥としまして産業、⑦としまして行政経営、 以上の分野の特性と課題を記載してございます。内容につきましては記載の通りですので 省略させていただきます。次の6ページでございますが、これにつきましては人口減少社 会、高齢化社会の進展、地方分権から地域主権社会へ、ソーシャルマネジメントの時代へ、 低炭素社会の具体化、情報化の進展、社会と経済・雇用構造の変化、グローバル化とフラ ット 化の進展、安心・安全の確保、教育環境の変化と教育改革、そのような社会潮流をパ ワーポイントにまとめてございます。最後に7 ページでございますけれども、実効性のあ る計画に向けてとして3段目に記載してございますけれども、市民の皆様が共通して目指 すことが出来る将来都市像や市民生活像を明らかにし、市役所と市民とこの役割分担を明 らかにする計画として策定すると記載してございます。予測できる社会から不確実な社会 への対応それから地域社会の目指す将来像が市民基点で目標が明確というようなことが記 載してございます。この将来都市像の案としまして最後にこのページ1 枚でございますが、 ここに示させていただいております。1 としまして、健康への取組み 安心 健やかなま ち、2番目としまして、自立ぬくもり支えあうまち、3番目としまして、共に考え共 に歩む 安心のまち、4番目としまして、豊かな心 明日への希望 育みあうまち、5番 目としまして、安全 憩い 快適なまち、6番目としまして、おいしい水 安全な水 衛 生的なまち、7番目としまして、環境との調和 暮らしの活力 持続可能なまち、8番目

件名	各種団体懇談会			頁	4/5
日時	平成2 1 年9 月	場所	座間市役所		

としまして、未来志向 的確な判断 確かな希望をいだける経営、9番目としまして、市 民基点 柔軟な発想と行動 信頼される市役所というものを将来都市像の案として掲げさ せていただいております。今後この将来都市像を市民との皆さんのご意見等を伺いながら まとめ、さらにこの将来都市像を実現するための市民生活像はどうあるべきでどのように 実現していくかということを今後明らかにしていきたいと考えております。以上で私の説 明を終わりにしたいと思います。

## (2) 都市計画マスタープラン趣旨説明

はじめまして都市計画課長の森田です。どうぞよろしくお願いいたします。本日はご多忙のところご出席いただきましてあらためてお礼申し上げます。それでは私のほうから都市マスタープランについて趣旨説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。それでは私のほうから法律的な位置づけも含めこちらのパワーポイントでお手元に配布させていただきましたこちらの A4 カラーの資料、これに基づきましてご説明させていただきたいと思います。

それではまず1点目の都市マスタープランとはからご説明させていただきたいと思います。各市町村が作成します都市マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針として都市計画法第18条の2に定められている法的な計画になっています。都市計画の内容としましてはここに書いてありますとおり、土地利用の規制誘導、道路公園等の整備、自然環境の保全など土地づくりをするうえでの基本的な計画となります。

計画の策定にあたりまして、都市マスタープランは座間市の総合計画、先程政策課長のほうで説明させていただきました総合計画の部門別計画として位置づけられております。 実施計画等においては、その実現を図るべきものとなっております。またここにも書いてありますとおり都市計画につきましては、都市計画法の都市計画区域の整備、開発および保全の方針という法的なこともあわせて則するかたちになっております。また市民等の意見を反映させていくことも求められております。

座間市の都市マスタープランの概念図を示しますとこのようなかたちとなります。国・ 県の計画、市の計画これらを結び座間市の都市マスタープランを作成します。これをうけて、まちづくりをするうえでの分野別計画の策定、具体的な都市計画として地域等の根拠となるものが都市マスタープランとなります。

次に2点目としまして座間市都市マスタープラン改定の目的としましては現在の座間市都市マスタープランは平成13年3月に策定させていただきまして約8年が経過しております。この間都市計画法の改正や少子高齢化の進展、人口減少時代の到来をはじめとする社会的状況が本市を含め大変現在変化が生じております。このような背景をふまえ現計画を検証し、検証した上で時代に即した計画を策定することとなります。またスケジュールとしましては平成21年度と22年度の2ヵ年を予定させていただいております。また座

件名	各種団体懇談会			頁	5/5
日時	平成2 1 年9 月	場所	座間市役所		

間市都市マスタープランの策定につきましては、総合計画と連携をとりながら改定に向けた業務を今年度の夏より着手させていただいております。今回策定します都市マスタープランは、神奈川県の神奈川力構想、各種上位計画や座間市景観計画など関連計画との整合を十分配慮していく予定となっております。

次に3点目の計画期間ですが、この都市マスタープランは概ね20年後の予測をもとに 平成32年度を目標年度とした今後10年間にわたる都市づくりに関する部門的な方針を 示したいと 考えております。なおこの計画策定の社会経済情勢の変化等をとらえ適宜必要 な見直しを行うことも 考えております。計画期間としましてはこのように平成32年度を 予定しております。

次に4点目の座間市都市マスタープランの構成としましては、本市の将来の基本的方向に基づき市全域を対象とした全体構想と市民に身近な地域を対象とした地域別構想、並びにこれらを実現するために、実現化方策として構成する予定でございます。全体構想としましては将来目標、都市像の設定をさせていただき都市づくりの方針を定めさせていただきます。地域別構想としましてはおのおの地域の都市づくりの方針を定めさせていただきたいと思っております。実現化方策としましては、都市マスタープランを推進するための方策を定めさせていただきたいと思います。

以上が都市マスタープラン改定の趣旨説明となりますが、いずれにしましても各種団体との懇談会や今後予定されております各種市民参加過程での幅広く市民の皆様からのご意見等をお聞かせいただき、都市マスタープランへ反映させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上で私の説明とします。